

岡山市立中学校教諭の懲戒等についてお知らせします

令和5年9月26日開催の教育委員会定例会において、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 当事者

岡山市立中学校 教諭 40代 男性

2 処分内容

免職

(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の懲戒事由に該当)

3 処分事由

令和5年8月9日(水)、教諭は勤務校の女性職員更衣室に、職員の更衣の様子を撮影する目的で盗撮用カメラを設置した。

また、数年前から勤務時間中に勤務校の更衣室やトイレで、盗撮行為を繰り返していた。

4 経緯

令和5年8月9日(水)昼頃、女性職員が更衣室内の机の中に、不審な機器を発見し、回収したのち、校長へ報告した。教諭は、機器がなくなっていることに気づき、盗撮行為の発覚を察知したため、校長へ自供した。

教育委員会が教諭へ聞き取りを行い、令和5年8月14日(月)、岡山西警察署へ被害届を提出した。

5 関係職員の処分内容

校長を戒告とした。

局長級職員1人、部長級職員1人を口頭厳重注意とした。

【教育長コメント】

生徒が生活する学校現場でこのような極めて悪質な事案が起きたことを非常に重く受け止めております。また、教育関係者が総力を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいる中、不祥事案件が2件続いて発生したことは極めて遺憾です。

生徒や保護者をはじめ、市民のみなさまに大変ご迷惑、ご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

今後、教職員に対する服務規律の徹底及び不祥事の再発防止に向けてより一層強力に取り組み、教育に対する信頼回復に努めてまいります。

令和5年9月26日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

○ 岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程(抜粋)

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

(情状等による加重及び軽減等)

第4条 前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- (2) 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。

別表(第2条関係)

違反行為			懲戒処分の種類
公務外非行関係	盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をすること。	停職又は減給
幼児児童生徒関係	わいせつ行為等	幼児児童生徒に対しわいせつな行為を行うこと。	免職

【問い合わせ先】

岡山市 教職員課 斎藤・高井 直通086-803-1586 内線3831